

大津市交通安全啓発教材貸出し要領

(趣旨)

第1条 市民等の交通安全意識の高揚及び交通安全教育の充実を目的として、交通安全啓発教材(DVD等)(以下「教材」という。)を貸出し、自主安全活動の推進を図る。

(貸出し利用者の範囲)

第2条 教材の貸出しを受ける者は、大津市長が必要と認めた者とする。

(貸出し教材)

第3条 貸出しする教材は、別表のとおりとする。

(貸出しの手続き)

第4条 利用者は貸出し申込書(様式1)に必要事項を記入して大津市市民部自治協働課(以下、自治協働課)に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請について第2条及び第5条の規定を確認の上、貸出しを決定するものとする。

3 市長は、貸出しを決定したときは、貸出しを受けた者に第6条の各号に規定する事項を周知するものとする。

(貸出しの制限)

第5条 貸出しは、営利を目的とすると認めた場合は、これを許可しない。

(利用上の遵守事項)

第6条 貸出しを受けた者は、貸出しを許可された目的以外に利用してはならない。

2 貸出しを受けた者は、貸出しを受けた教材を転貸し、又は譲渡してはならない。

3 貸出しを受けた者は、著作権法の規定に反する複製等を目的とした利用をしてはならない。

4 貸出しを受けた者は教材を良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

(貸出し期間)

第7条 教材の貸出し期間は2週間以内とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(貸出し及び返却)

第8条 教材の貸出し及び返却は、自治協働課窓口においてこれを行う。

2 教材の貸出し期限が到来したとき、又は貸出し期限前において市長がその返却を求めたときは、直ちに返却しなければならない。

(利用料)

第9条 教材の利用料は、無料とする。

(利用本数)

第10条 一度に利用可能な教材の数は、2本までとする。

(損傷又は紛失)

第11条 貸出しを受けた者は、教材を損傷又は紛失したとき、それが貸出しを受けた者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 貸出しした教材を利用しDVDデッキ等再生機の故障などが生じても、自治協働課は責任を負わない。

(利用状況報告の義務)

第12条 貸出しを受けた者は、教材の利用結果について、「利用報告書」(様式2)を提出するものとする。

附則

この要領は令和4年9月1日から施行する。